循環型社会と私たちの暮らし

普段の営業活動の中で、ごみ減量に取り組んでいる事業所を表彰する「那覇市ごみ減量推進事業所表彰式」が、去る3月29日に市民会館で行われました。

2部では、「循環型社会と私たちの暮らし」と題して、ごみ問題に詳しい同志社大学教授の郡嶌孝氏による講演が行われました。

講師　郡嶌（ぐんじま）　孝（たかし）氏（同志社大学経済学部教授）

プロフィール

1947年福岡県生まれ。

専門は環境経済学、経済政策論、公共経済学。

現在、同志社大学経済学部教授、日本経済政策学会常務理事、環境経済・政策学会理事等を務める。

著書『ポイ捨て文化への挑戦』（ぎょうせい）

『リサイクル時代のごみ行政』

（自治体研究社）他

（講演要旨）

わが国では、2000年に「循環型社会形成推進法」が制定されました。この法律は、社会全体の物質の循環と資源の消費の抑制、環境への負荷の軽減を図る目的で制定されたものです。この法律を受けて、個別に「食品廃棄物リサイクル法」、「家電リサイクル法」などが制定されました。

循環型社会とは、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の経済構造そのものを根本的に問い直し、見直すものです。

リサイクル社会がごみを出す産業（動脈産業）に見合うごみを処理する産業（静脈産業）を整備する社会であるのに対して、循環型社会は生産、生活の中での「ムリ、ムダ、ムラ」をなくし、ごみを出さないシステムを持つ社会です。

リサイクル社会は、ごみが出ることを前提にして事後的に対応するシステムですが、循環型社会は事前にごみを出さないようにする社会システムだと言えます。予防的にごみを発生させないようにするのが基本的な考え方です。そのためには減量化と再利用が原則になってきます。それでも残ったものをリサイクルしていく、または熱エネルギーのような形で回収・再資源化していく。最後に焼却・埋め立てをするという優先順位を意識的に行うことで最終的なものを少なくしていく社会が循環型社会です。

実際にごみを減らしていく主体は、生産者と消費者です。行政は、支援することはできますが直接ごみを減らすことはできません。生産者と消費者が主体となってごみを減らしていかなければなりませんが、より生産者の責任を明確にしようとする考え方が強くなってきています。「拡大生産者責任」という原則というのは、製品の質も含めてごみになったときも責任をもってもらおうという考え方です。

一方、消費者の側には、排出者責任があって、ごみを資源化しやすいように分別をしてごみを出すことが求められています。

豊かさは維持しながらごみを減らす方法はないかと考えると、物の生産、消費も含めて効率的に行うことが重要になります。どこかに無駄がないか徹底して吟味することです。

そういう意味では、物を大事にして粗末にしない人間の生き方をお年寄りのみなさんから教わる必要があるかもしれません。戦後生まれの日本人は物を大事にする気持ちを忘れてしまっているように思います。

お年寄りからお孫さんに物の大事さを伝えていくことで、人の命の大事さも伝わっていくのではないかと思います。物の命も人の命も循環していく社会、それがまさに「循環型社会」ではないかと考えます。

家電リサイクル法が 4月からスタートしました！

家電4品目（冷蔵庫、テレビ、洗濯機、エアコン）のリサイクルが始まりました。

消費者

① 不要になった家電4品目は、購入した販売店へ引き渡してください。

② その際、収集運搬及び再商品化料金を支払うことになります。

家電販売店

消費者から家電4品目を引き取り、運搬をします。

那覇市

引き取り手がない家電の運搬をします。

家電メーカー

① 冷媒に使われているフロンは回収します。

② リサイクルを行います。

	再商品化料金（税抜き）	収集運搬料金
冷蔵庫	4,600円	各販売店によって異なります。 ※那覇市が収集する場合（消費税込み） 250㍑以上の大きさの冷蔵庫　2,000円 その他の対象品目　1,500円
テレビ	2,700円	
洗濯機	2,400円	
エアコン	3,500円	

お問い合わせは　那覇市環境業務課　☎889-3567

歩道が広くきれいに

市道泉崎西線

泉崎西線の歩道が舗装され広くきれいになりました。

泉崎西線は、国道329号の旭町交差点から那覇バスターミナル沿いを通り、久茂地川にいたる約274mの道路です。

市役所や県庁に近接するため利用者の多い道路にもかかわらず、これまで歩道の幅が狭く（2m）、植栽もないことから、かならずしも快適な空間とはいえませんでした。

このたびの整備で、バスターミナル側の歩道幅員を3・5mに、久茂地川側を2・9mに広げ、舗装面にガラス廃材を利用した透水性ブロックを施し、緑陰をつくりだすために那覇市の市花木のホウオウボクを植栽しました。

また、この通りに面した喫茶店や飲食店、理容室などを利用する市民のために、身障者専用を含むパーキングスペースも設けられました。

おちついたレンガ色の歩道を鮮やかなオレンジ色の花をつけたホウオウボクの枝が陰をつくる、快適な歩道空間ができるのがいまから楽しみです。

市ではこれからも、生活環境に配慮し、福祉のまちづくり条例に適応した人にやさしい快適なまちづくりを進めていきます。

環境シリーズ⑨ 人と動物の共生

昨年12月から「動物の保護及び管理に関する法律」が「動物の愛護及び管理に関する法律」に改正されました。基本原則に、「動物は命あるものであることに鑑み」、「人と動物の共生に配慮する」を追加した改正となっています。なぜこのような改正が必要になったのでしょうか。

その要因としてマナーの悪さ、ペットの習性への無理解など、飼う側の責任が考えられます。犬で例えると、放し飼い・自宅外で糞をさせる・散歩中の糞の放置・無駄吠え・・・など。

鑑札交付を受けたり、狂犬病予防注射なども飼い犬にとって大切なことです。

ペットに家族同様の愛情を注ぐ人が増えている反面、ペットを虐待するという新聞記事をたびたび目にしますが、今回の法改正では飼い主責任が徹底され、罰則も強化されました。

愛護動物を遺棄した者は三十万円以下の罰金。みだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役、又は百万円以下の罰金です。

しかし法律がいくら強化されても、飼い主一人ひとりの意識改革ぬきには改善しません。

あなたの飼い方次第で、そのペットは周りの人からかわいがられたり、嫌がられたりします。

ペットを飼う時は、その動物をよく理解して、終生、家族の一員として共生していけるように努めましょう。

詳しくは環境保全課　862-9199まで

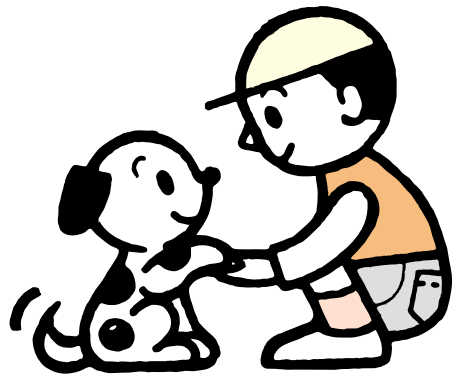

平成13年度　狂犬病予防注射実施場所及び日時

実施月日		平日 15：00～15：40	平日 16：00～16：40	平日 17：00～17：40	実施月日		日曜日 9：00～11：00	日曜日 13：00～14：30	日曜日 15：30～16：30
5月23日	水	末吉西公園	末吉公民館	大名公民館	5月27日	日	城北小学校	城東幼稚園	首里厚生園
5月24日	木	山川公民館	崎山公民館	鳥堀公民館			松島中学校	城西小学校	松城中学校
5月30日	水	大石公園	上間中央公園	国場公民館	6月 3日	日	石田中学校	仲井真小学校	寄宮中学校
5月31日	木	牧志公園		漫湖公園管理事務所			大道幼稚園	松川小学校	真嘉比小学校
6月 6日	水	新屋敷公園	安謝児童公園		6月10日	日	鏡原中学校	金城小学校	天妃小学校
6月 7日	木	松山公園	緑が丘公園	松尾公園			安謝小学校	泊小学校	前島小学校
6月13日	水	山下西公園	田原公園管理事務所	小禄月光公園	6月17日	日	小禄中学校	古蔵小学校	中央保健所
6月14日	木	具志あさがお公園	高良公園	宇栄原東公園			城岳小学校	若狭小学校	那覇市役所

集合注射会場　平　日　22会場
日曜日　24会場

＊料金　登録（未登録の犬のみ）　¥3,000
狂犬病予防注射（注射料金　2,450＋済票交付　550）　¥3,000

問い合わせ先　環境保全課
☎　862-9199

注射会場での鑑札再交付は混雑をさけるためおこないませんので事前に那覇市環境保全課で再交付（¥1,600）を受けてください

戦没者の遺族の皆さんへ

第七回特別弔慰金の支給について

次の遺族で一定の要件を満たす方に第七回特別弔慰金として額面24万円、6年償還の国債が支給されます。

1　支給要件

（1）　平成7年4月1日から平成11年3月31日までの間に、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する遺族（戦没者の妻、父母等）が亡くなられた場合に、残された遺族の方が対象となります。

（2）　第六回特別弔慰金の該当者は、今回は対象外です。

2　請求期限

平成14年4月1日

3　受付窓口及び問い合わせ先

福祉総務課　援護係（本庁2階　16番）

☎　862－9002（直通）